

『速旅 やまなしドライブプラン 発着エリア内乗り放題コース』

利用約款

(通則)

第1条 本約款は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する別表1に定める各コース（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

(定義)

第2条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETCシステム利用規程第3条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車両)

第3条 本プランは、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。以下同じです。）が対象です。

(実施期間等)

第4条 本プランの実施期間は、平成29年7月1日（土）から平成30年3月31日（土）までの期間とします。その間のうち申込時に登録を行う利用開始日から別表1に定める利用期間（コース毎に別表1に定める期間において利用開始日の0時から最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日にお申し込みの場合には、お申し込み手続きが完了した時点から最終日の24時まで。以下同じです。）を利用可能期間とします。

ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間のお申し込みはできません。

- 一 平成29年8月11日（金）から平成29年8月16日（水）まで
- 二 年末年始（詳細が決まり次第、当社インターネットホームページにてお知らせしま

す)

- 2 利用可能期間以外の日に通じた場合は、通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金。以下同じです。）をお支払いいただきます。
- 3 各通行に係る通行日の判定は、入口インターチェンジ及び出口インターチェンジの通過日時をもって行います。

（申込方法等）

- 第5条 本プランは、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社インターネットホームページにおいてご利用日の最初の入口インターチェンジを通過する前までにお申し込みください。なお、お申し込み時に「速旅」へのWeb会員登録が必要となります（ただし、既に会員登録済みの場合は不要です。）。
- 2 次の各号を満たさない場合は、本プランの申し込みを無効とし、第8条に規定する区間を走行した場合においても、本プランの対象となりません。
 - 一 本プランのご利用時に有効なETCカードを登録していること。
 - 二 申込事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
 - 三 申込時に登録されたETCカードの名義が本プラン申込者と同一であること。
 - 3 当社が実施する他のドライブプランと利用日が同一日のお申し込みはできません。同一日のお申し込みをした場合は、第15条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しないドライブプランが適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。
 - 4 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

（受付番号等）

- 第6条 当社は、当社インターネットホームページにて本プランの受付を完了したときは、本プランの申込者に対し、登録されたメールアドレスに受付番号を通知します。
- 2 受付番号は、原則として再通知しません。ただし、申込者本人からの照会があり、当社の定める確認方法により本人確認ができた場合にはこの限りではありません。
 - 3 当社は、申し込みされた内容を正常に確認し、受付手続きが完了したときには、登録内容を確認したことを知らせるインターネットメール（以下「予約完了メール」といいます。）により申込者へ申込者が登録したメールアドレスに通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって申込内容を有効とします。
 - 4 ETCカードの利用の可否は発行カード会社又は6会社の定めによりますので、本約款に基づく本プランの受付は、申し込みされたETCカードの高速道路における利用を保証するものではありません。

(受付内容の変更)

第7条 本プランの受付を完了した後は、受付内容についての変更ができません。受付内容についての変更が必要な場合は、第15条第1項に定める解約を行ったうえで、再度第5条にもとづき申込手続を行ってください。

(利用可能な区間)

第8条 本プランの対象となる通行は、次の各号のとおりです（利用可能期間内において、第一号、第二号、第三号の順、第一号、第二号の順若しくは第一号、第三号の順に通行される場合又は第一号のみに該当する通行をされる場合に限りです。）。

一 別表2に定める発着エリア内のインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路および一般有料道路のみを通行し、別表3に定める周遊エリア内のインターチェンジで流出する通行1回（通行止めに伴いやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入を行った場合を含みます。以下「往路通行」といいます。）。

二 周遊エリア内のインターチェンジで流入し、かつ、流出する周遊エリア内の通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）。

三 周遊エリア内のインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路および一般有料道路のみを通行し、往路通行と同一の発着エリア内のインターチェンジで流出する通行1回（通行止めに伴いやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入を行った場合を含みます。以下「復路通行」といいます。）。

2 往路通行終了後に、周遊エリア内のインターチェンジから流入し、周遊エリア以外のインターチェンジで流出する通行、又は周遊エリア以外のインターチェンジから流入し、周遊エリア内のインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入を行った周遊エリア以外のインターチェンジとの間の通常料金（以下「区間外料金」といいます。）をいただきます（ただし、復路通行に該当する場合を除きます。）。なお、周遊エリア以外のインターチェンジで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金をいただきます。

3 往路及び復路において、高速道路の通行止めに伴うやむを得ない場合を除き、発着エリアで一旦流出及び再流入された場合には、次の各号に定めるとおり取扱います。

一 往路の場合は、当初流入されたインターチェンジから一旦流出されたインターチェンジまでの通常料金をいただきます。なお、往路において、発着エリアで一旦流出後同エリアから再流入されない場合には、その後の通行は一切本プランの対象となりません。

二 復路の場合は、再流入されたインターチェンジからその次に流出されたインターチェンジまでの通常料金をいただきます。

(利用の開始及び終了)

第9条 本プランは、往路通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、復路通行が完了したことをもって利用を終了したものとします。利用が終了した場合、その後のいかなる通行も本プランの対象となりません。

- 2 前項の規定に関わらず、復路通行が完了する前に利用可能期間が満了した場合は、当該満了時点をもって利用を終了したものといたします。

(利用方法)

第10条 本プランの対象となる通行を行う場合は、申込時に登録した車種に属する自動車で行ってください。登録した車種以外の車種で通行した場合は、当該通行を行った車両に係る車種の通常料金をいただきます。

- 2 料金所においては、申込時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。
- 3 入口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけなかった場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。料金精算機をご利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICをご利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。
- 4 出口料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機をご利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICをご利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

(料金及び請求)

第11条 本プランの料金は、別表1に定めるとおりです。

- 2 当社は、本プランの対象となる通行全体に対して本プランの料金を一括で請求いたします。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器の表示、ETC車載器の料金表示及び音声案内並びに「ETC利用照会サービス」の料金表示は通常料金となりますが、本プランの対象となる通行については請求時には本プランの料金のみをいただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。
- 3 クレジットカード会社又はETCカード事務局（ETCパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、本プランの対象となる各通行の走行明細は記載されず、本プランの料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETCマイレージサービスの還元額明細に記載された本プランの対象と

なる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に本プランの料金の明細が表示されます。

- 4 ETCパーソナルカードは、お支払の済んでいないご利用金額の合計額（以下、「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下、「ご利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。

【未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例】

本プランの料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常の料金（ETC時間帯割引が適用される場合、ETC時間帯割引適用後の料金。）で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

- 第12条 本プランは、ETCマイレージサービス以外の割引と重複して適用されません（本プランの料金の額には、ETC時間帯割引、障害者割引は適用されません。）。
- 2 ETCマイレージサービスについては、本プランの料金の額に割引を適用します。
- 3 申込時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から本プランの料金を引き去ります。
- 4 ETCマイレージサービスの還元額による本プランの料金の支払にはマイレージポイントは付きません。

（適用対象外及び無効）

- 第13条 各通行が次の各号の一に該当するときは本プランの適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。
- 一 申込時に登録していただいたETCカード以外でご利用になったとき。
- 二 申込時に登録していただいた車種以外の車種でご利用になったとき。
- 三 利用可能期間以外の日に入国インターチェンジを流入又は出口インターチェンジを流出したとき。
- 四 第9条により利用を開始する前又は同条により利用を終了した後に通行を行ったとき。
- 五 往路通行、周遊通行又は復路通行以外の通行を行ったとき（高速道路の通行止めにより、往路通行又は復路通行の途中で通行の中断を余儀なくされた場合の中断前後の通行を除きます。）。
- 六 往路通行又は復路通行において、最短経路の2倍を超える距離の経路を走行したとき。
- 七 往路通行又は復路通行を2回以上行った場合の2回目以降の通行。
- 八 周遊エリア内のインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、周遊エリア以外の経路を利用されたときにおける、周遊エリア以外の経路に係る通行。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本プランの申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。

一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたETC車載器が取り付けられていない車両で通行されたとき。

二 申込時に登録していただいた1枚のETCカードを第4条第1項に規定する利用可能期間中に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）。

三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用されたとき。

（重複申込みの取扱い）

第14条 本プランの申し込みに際して、同一利用日において複数のコース（山梨県域周遊コースと富士山周遊コース）を申し込んだ場合でかつ、両コースに跨る走行をした場合には、山梨県域周遊コースの料金を適用します。

（解約等）

第15条 本プランの申込者は、ご利用日の最初の入口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、当社インターネットホームページにおいて本プランを解約することができます。

2 前項に基づく解約が行われない場合でも、利用可能期間内に往路通行を行わなかった場合（第13条第1項により往路通行が無効となった場合を含みます。）には、お申し込み時に遡って解約されたものとし、本プランの料金はお支払いいただきません。

3 利用可能期間内に往路通行を行った場合、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はいりません。実際に通行した区間の通行料金の合計が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

（個人情報の保護）

第16条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

（免責事項）

第17条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が被った被害について一切責任を負いません。

一 当社の責めに帰することができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 車両の故障等、当社の責めに帰することができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

(約款の変更)

- 第18条 当社は、特別の事情により本約款を変更することがあります。
- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
 - 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

平成29年6月16日 中日本高速道路株式会社

別表 1：料金及び利用期間（金額は本プランのご利用 1 回あたりの料金）

コース名	発着地 番号	普通車	軽自動車等	利用期間
A【首都圏発着】 山梨県域周遊コース	①	5,800円	4,600円	連続する 最大2日間
	②	5,300円	4,200円	
	③	4,700円	3,700円	
	④	6,100円	4,800円	
	⑤	6,800円	5,400円	
	⑥	7,000円	5,600円	
	⑦	6,200円	5,000円	
	⑧	7,300円	5,800円	
B【首都圏発着】 富士山周遊コース	①	4,600円	3,600円	連続する 最大2日間
	②	4,100円	3,200円	
	③	3,800円	3,000円	
	④	4,700円	3,700円	
	⑤	5,300円	4,200円	
	⑥	5,200円	4,100円	
	⑦	4,800円	3,800円	
	⑧	6,000円	4,800円	
C【名古屋発着】 山梨県域周遊コース	①	10,000円	8,100円	連続する 最大2日間
	②	9,300円	7,500円	

別表 2 : 発着エリア

コース名	発着地番号	道路名	対象インターチェンジ等
A【首都圏発着】 山梨県域周遊コース B【首都圏発着】 富士山周遊コース	①	E20 : 中央自動車道	高井戸 IC、調布 IC
	②	E20 : 中央自動車道	府中スマート IC、国立府中 IC
	③	E20 : 中央自動車道	八王子 IC、相模湖 IC
		C4 : 圏央道	高尾山 IC、八王子西 IC
	④	C4 : 圏央道	相模原 IC、相模原愛川 IC、 圏央厚木 IC、海老名 IC
		E1 : 東名高速道路	厚木 IC
	⑤	E1 : 東名高速道路	東京 IC、東名川崎 IC、 横浜青葉 IC、横浜町田 IC
	⑥	C4 : 圏央道	寒川北 IC、寒川南 IC
		E84, C4 : 新湘南バイパス	藤沢 IC、茅ヶ崎西 IC、 茅ヶ崎海岸 IC
	⑦	C4 : 圏央道	あきる野 IC、日の出 IC、青梅 IC、入間 IC、狭山日高 IC
C【名古屋発着】 山梨県域周遊コース	①	E17 : 関越自動車道	川越 IC、鶴ヶ島 IC、坂戸西スマート IC
		C4 : 圏央道	圏央鶴ヶ島 IC、坂戸 IC、川島 IC
		E1 : 名神高速道路	小牧 IC、一宮 IC
		E1 : 東名高速道路	春日井 IC、名古屋 IC、長久手 IC (ただし、 名古屋瀬戸道路利用料金が別途必要)、東名三好 IC
		E19 : 中央自動車道	小牧東 IC
	②	E41 : 東海北陸自動車道	一宮西 IC、尾西 IC、一宮木曽川 IC、岐 阜各務原 IC、関 IC、美濃 IC
		C3 : 東海環状自動車道	可児御嵩 IC、美濃加茂 IC、富加関 IC、 関広見 IC
		E19 : 中央自動車道	多治見 IC、土岐 IC
		C3 : 東海環状自動車道	鞍ヶ池スマート IC、豊田勘八 IC、豊田藤岡 IC、せと赤津 IC、せと品野 IC、土岐南多 治見 IC、五斗蒔スマート IC

別表 3：周遊エリア

コース名	道路名	区間名
山梨県域周遊コース (A, C コース)	E20：中央自動車道	上野原 IC～小淵沢 IC
	E68：中央自動車道	大月 JCT～河口湖 IC
	E52：中部横断自動車道	双葉 JCT～六郷 IC
富士山周遊コース (B コース)	E20：中央自動車道	上野原 IC～一宮御坂 IC
	E68：中央自動車道	大月 JCT～河口湖 IC